# 香取市生活困窮者等自立支援事業　業務委託プロポーザル審査基準表

| 審査項目（大） | 審査項目（中） | 審査基準 |
|---|---|---|
| 1.基本理念(2点) | 生活困窮者自立支援法、生活困窮者自立支援制度、生活困窮者自立相談支援事業を実施するにあたっての基本理念及び地域特性の理解は適切であるか | 生活困窮者自立支援法、生活困窮者自立支援制度、生活困窮者自立相談支援事業を実施するにあたっての基本理念についての理解があるか。<br>また、生活困窮者支援における香取市の地域特性を理解し、支援方針を明確に定めているか。 |
| 2.運営管理①(２０点) | (１)職員の配置 | 本業務を実施するにあたり、仕様に求める以上の人員が配置されるか。また、継続的・安定的な業務遂行のため、職員に欠員が生じた際に欠員補充はできるか。 |
| | (２)職員の資格と経験 | 支援員は福祉での相談支援経験が豊富な者であるか。また、各支援員の業務について専門的な知識を持つ者であるか。 |
| 3.運営管理②(２２点) | (１)生活困窮者自立支援制度における人材養成研修の受講状況 | 配置予定職員は国・県が実施する生活困窮者自立支援制度人材養成研修を修了している、もしくは受講計画があるか。 |
| | (２)職員の連携体制 | 主任相談支援員と各支援員の役割分担・連携体制が明確に示されているか。 |
| | (３)職員の人材確保及び育成<br>人材確保の見込み、人材の育成方法(接遇能力や専門知識の向上等のを目的とする研修体制) | 職務に適正がある人材を確保できる見込みがあるか。<br>職員の資質向上のため具体的な研修計画があるか。 |
| | (４)業務効率化の方法 | 職員の負担軽減、業務効率化に取り組んでいるか。 |
| | (５)拠点の設置について | 利用者に配慮し、関係機関との連絡調整を円滑に行うことができる場所に拠点を定めているか。 |
| | (６)個人情報保護に対する取組み | 組織内で個人情報保護に関する規定が整備されており、個人情報の流出を想定し、未然に防ぐ体制が作られているか。<br>また、相談時のプライバシー保護に配慮があるか。 |
| | (７)危機管理体制 | 事案発生時の対応が具体的に定められ、職員に周知されるか。また、再発防止のための取り組みが整備されているか。 |
| 4.事業内容①(２２点) | (１)生活困窮者自立相談支援事業 | 支援のプロセスは厚生労働省が作成する「自立相談支援事業の手引き」に合致した内容であるか。<br>生活困窮者を幅広く把握し早期的な支援につなげることができるか。<br>関係機関との連携、地域資源の活用についての方針に実効性があるか。 |
| | (２)生活困窮者就労準備支援事業及び被保護者就労支援事業 | 支援のプロセスは厚生労働省が作成する「就労支援事業の手引き」に合致した内容であるか。<br>関係機関との連携方針に実効性があるか。<br>独自の就労支援の提案があり、かつ実効性があるか。 |
| 5.事業内容②(１１点) | (１)家計改善支援事業 | 支援のプロセスは厚生労働省が作成する「家計改善支援事業の手引き」に合致した内容であるか。<br>関係機関との連携方針に実効性があるか。 |
| | (２)効果的・効率的な支援について | 効果的・効率的な支援のため、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善事業を一体的に実施する方法は具体的に示されているか。 |
| | (３)制度周知について | 制度周知の方法は、生活困窮者に届く方法であるか。 |
| 6.同種類似事業の受託実績(１０点) | 事業実績 | 過去の運営実績において、本業務で委託される各事業（または同種と認められる事業）の受託実績がある。 |
| 7.経営の状況（3点） | 経営状況の健全性 | 組織が財務的に安定しており、長期的に事業を持続可能な運営を行っているか。本項目は決算書類により過去３年間の経営状況を評価する。 |
| 8.見積額評価(１０点) | 見積額の比較 | 最低提案価格÷自己の提案価格×10点（小数点第３位以下切捨て） |
| 評価点合計 | | |